

寮母・看護婦等の施設の職員の増員について、今後 - その努力をせられるよう要望する。

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準（案）〔本文略〕

目 次

第1章 総 則

第1条 老人ホームの立地条件

第2条 老人ホームの構造設備の一般的要件

第3条 老人ホームの設備の共用の制限

第4条 老人ホーム職員の資格要件

第5条 老人ホーム職員の兼任の制限

第6条 被収容者の処遇

第7条 老人ホームの事務の組織並びに職員及び設備の管理

第8条 老人ホームの管理等の帳簿及び予算経理

第9条 非常災害対策

第2章 養護老人ホーム（略）

第5章 特別養護老人ホーム

第10条 構造設備の基準

第11条 職員の配置等の基準

第12条 介 護

第15条 給 食

第14条 健康管理

第15条 衛生管理

第16条 医 療

第17条 生活指導

第18条 収容定員

2.2. 国民生活審議会調査部会老人問題小委員会

深刻化するこれからの老人問題

(43.9.15.)

1 今日における老人問題とその深刻化

- その意味と背景 -

人生70はもはや「古稀」ではなく、平均寿命となった。これに伴って人口構成やライフ・サイクルに著しい変化が生じている。

第1回国勢調査の実施された大正9年から昭和40年に至るまでの45年間においては、60歳以上人口の総人口に

占める割合は8%を上下しながらも、ほぼ不動であった。しかるに昭和40年代に入るとこれがにわかに上昇しはじめ、40年には9.7%となり、更に65年になると16.5%と急激な勢いで人口の老齢化が進むと推計されている。また、絶対数においても大正9年の460万人から昭和40年には724万人となり、65年には1,965万人と飛躍的な増加が見込まれている。大正9年からの45年間では264万人の増加であったのに対し昭和40年からの55年間では実に1,232万人の増加をみることになる。

このような老人人口の絶対的かつ相対的な増加が諸外国にもその例をみないほどの短い期間で進行するという事実そのものが、これからの老人問題の重さを感じさせるに十分であるが、その上これが、わが国として歴史的ともいえる産業構造の急激な変化および戦後における社会制度、社会慣習の変革と時期を同じくしているために、これからの老人問題に一種の質的ともいべき変質と変貌をもたらしつつあるという点が何よりも注目されるべきである。その特徴的な現われが、これまでの老人問題の中心が弱い老人をいかにして家族と社会が抱えてゆくかという点にあったのに対し、これからの老人問題がこれまでの問題をも含みつつ、その中心をむしろ健康で就労のよい機会さえあれば十分自立していくことのできる多数の老人に、個人と家族と社会の協力で、いかにしてその所を得させていくかということに移ってゆきつつあるということである。すなわち、

これから増大する老人層の多くは健康で働く意思と能力のある者で占められることになるが、雇用についての現在の制度や慣行と産業構造の変動は、これらの老人に対し望ましい就労の機会を容易に与えようとするだけでなく、逆にこれまでであった自営業等による就労の機会さえもせばめる可能性が大きい。

他方、有償の労働をしないで不安のない生活を送るというような条件は、多くの老人に対しては到底与えられそうもない。

急激な都市化は住宅難を伴いがちであり、必然的に世帯分離を促進し、多くの場合老人生活を孤立化させる。その結果子供や親族、知人との心理的な結びつきが稀薄となり、孤独、無為をかこつ高齢者が増加することになる。このほか、高度成長に伴って生ずる社会的変動の多くは老人の生活に辛く作用することはあっても、好ましい影響を及ぼすことは少ない。

これまでは、老人であっても健康で社会的又は家庭内で有用な役割りをする能力がある限り、家業や家事に従事するという形で老人達はその当面する事態に対

応することができたが、その置かれる条件がこれだけきびしくなると、もはや個人的対応ではいかんともしがたくなる。

などである。

したがって、事態を漫然とその赴くままに推移させるならば、これらの健康老人を中心として深刻な社会問題を発生させ、その解決なくしては経済・社会の安定した発展そのものが期待できなくなる時代が必ず到来するであろう。そして今やまさしくそのような時代に踏みこみつつあるとみなければならない。

しかもより重大なことは、現在、40代、50代の約2000万人に及び現に生存し、社会の重責を担っている人達はやがてこのような困難な環境に直面する筈であるが、この人達の置かれていた戦中戦後の諸条件は、この人達がやがて迎えるであろうこのような局面に対する対応準備を著しく手薄なものとしていることである。

以下、老人問題を深刻化させる要因について述べることにする。〔以下略〕

2 社会および個人の対応状況

これまでも老人問題については、いろいろの角度から論ぜられ、老人福祉の分野ではいくつかの施策も進められてきた。しかし総括していえば、全体の視野に立ってその広がりや深さを検討し、それぞれの施策や対応を考えるという点においてすこぶる不十分であった。また一般の国民も児童の問題と違って老人の問題には将来がないとあって、全国的な規模で考えるほどの意欲を示したとて、いきおい政府もまた現に発生している放置し得ざる現象の手当以上の措置は、講じようとはしていない。もちろん過去において老人問題の解決に非常な熱意を示した社会保障制度審議会（大内兵衛会長）の答申を受けて国民皆年金への体制を踏み切り、老人福祉の充実を期して老人福祉法を制定するということがあったが、その後は、やや足踏みの状態である。要するに誰も老人問題を真正面から受けとめていない。これが少しく誇張していえば老人問題をめぐる現在の状況である。

（1）行政施設

1）老齢年金現在、各種の年金制度が存在するが、これらのうち、公的年金制度の中心は厚生年金保険と国民年金とである。この二つの年金の支給開始年齢は、それぞれ60歳、65歳となっており、現在、殆どどの企業で採用されている定年55歳とは5～10年のズレがある。また、通常これらの年金は1万円年金の名前で呼ばれ、かつての段階に比べるとその給付水準はかなり

改善されたが、その給付額はまだ老後の生活を維持するに足りるものではない。老人ホームに入るとしても現在有料老人ホームなら月約1.0～1.8万円を軽費老人ホームでも0.9～1.5万円を必要としていることからみても、その水準の低さがうかがわれる。

このように年金制度は定年制とリンクしておらず、また、その給付水準も低く、老後の所得保障についてみるべき役割を果たしていないのは事実である。制度的にいえば昭和50年を過ぎ60年頃に達すると国民皆年金政策の効果が次第に現われてきて、年金受給者およびその配偶者の65歳以上の高齢者のなかで占める割合は、はば80%前後に達するとみられている。しかし、すでにみたように西欧先進諸国なみに国民所得の40%程度を支給し相当の厚さの年金を確保することは余程の努力なしには至難と言わねばならない。

2）福祉対策 昭和38年の老人福祉法の制定を契機に老人福祉対策の充実が図られているが、保護を必要とする老人の措置に重点がおかれている。現在とられている福祉対策としては、健康診査、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの収容措置、老人家庭奉仕員の派遣、老人クラブの育成、軽費有料老人ホームの設置などがあるが、全体の需要を満たすにはなお程遠いといわなければならない。例えば、いわゆる寝たきり老人の数は全国で40万人といわれ、要収容者だけでも約2万5000人と見込まれているにもかかわらず、これを収容する特別養護老人ホームは、全国で64施設、収容定員4,582人（45年10月1日現在）でしかない。また施設の設置場所または設備等については老人の生活や心情に対する配慮が必ずしも十分に払われているとはいえない。

更に一般的にみてこれら施設の設置や福祉対策の推進には地域的な偏在や格差が認められる。このことは、地方公共団体の財政負担能力に関連することではあるが、熱意やとりくみ方そのものに強弱があることも否定できない。福祉対策の充実は、国のみならず特に地域住民と直接接触のある地方公共団体の努力がなければ達成できない問題である。

3）保健対策 老人福祉は65歳以上の老人に対しての全額公費負担による健康診査を行なうことを規定しているが、年1回しか実施されていないため、老人が必要なき適宜に診査を受けうる態勢にはない。また老人自ら疾病の発見を危惧し、その機会を放棄している場合もある。

他面、老人の疾病は青壮年のそれに比べて種々の特

性があることはいうまでもなく、ことにわが国に多発する卒中やそれに伴う後遺症については特別の治療、看護、リハビリテーション等を必要とする。それにもかかわらずわが国の医療機関にはこの機能をそなえているものが非常に少ない。また様々な疾病や老衰のため不幸にして回復の可能性のうすいいわゆるねたきり老人のための特殊な施設もきわめて少ない。しかも、退職者の場合、病気の治療に当たっては、その大部分がそれによって受診することとなる国民健康保険は7割給付であり、しかも治療に長期間を要することが多いため、資力の少ない老人にとっては大きな負担であり、自ら治療の機会から遠ざからざるを得ない状況にある。寿命の延長とともにいわゆる老人病の増大およびこれによる死亡数の増加がみられるが、老人の保健対策に抜本的な反省が加えられ、総合的な一貫した対策が実施されないと寿命の延長が必ずしも老後の幸福に直結するものではなくなるであろう。

4) 就労対策 年金支給年齢と定年との間には前述のような5~10年の差があるわが国では、老人の就労は極めて重要な意味を持っている。しかるに老年労働の再開発に関する施策は殆んどみるべきものはなく、わずかに、昭和41年の雇用対策法の制定、中高年齢就労対策などにおいて老年労働力の需給調整、再開発等が行なわれることとなっているが、現状ではほとんど55歳以下の中年労働者のための措置としてしか動いていない。また全国10ヶ所にある社会福祉協議会等による就職あっせんも効果が薄いものに終わっている。結局、老年労働者は前企業による職業あっせんという私的救済に頼らざるを得ない実情にある。

5) 住宅政策 老人ホームか個別住居かということに関しては種々の選択と方向が考えられるが、それよりもまず、日本の場合まだ多くの選択の中で最もよい形態を選ぶという状態にはほど遠い。のみならず、老人の福祉にとってより良い住居は何かということについての考えすら確立していない。

昭和40度に至って始めて建設省が老人世帯向住宅(第二種公営住宅)の建設に着手したが、昭和40~42年度の3ヶ年で1,266戸とその供給水準はきわめて低いといわざるを得ない。しかも、それは、第二種公営住宅の一部を老人向に割りふるという方式でなされており、その設備、間取り、場所等は老人の生活を考慮して作られたものではない。

また、老人ホームについては前述したように、福祉対策としての色彩が強く、住宅対策としての効果は極

めて薄いものとなっている。

(2) 個人的対応

前述したように老人を取りまく諸条件は将来ますますきびしいものとなる筈であり、こうした局面に遭遇する現在の40代、50代の人達の老後の生活設計は、きわめて困難なものとなり、よほど以前から計画し準備しておかなければ安定した生活を期待することは難しい。しかしながら、このような状況を十分に認識せず、先人と同じような老後の生活が、当然自分達にも約束されるであろうと安易に考えるものも多く、また、そうした状況を認識していても、それに対応した行動を取っているものは比較的少ないと思われる。

将来、後に述べるように定年制が延長されるにしても、多くの人々は定年退職後も再雇用等を余儀なくされるであろう。その場合、それ以前から老後における自己の職能を積極的に開発せず、企業、就職先による就労紹介のみに依存するという心掛けであっては老後の就労条件が悪くなるのはもとより、その就労機会すら得がたいものとなるであろう。

3 老人問題の処理において考慮すべき方向

(1) 年金制度の充実とその限界

老人問題の処理を考える場合、一般的には老齢年金をもっと充実し、年金だけで生活できるようにすべきであるとの主張がある。

また、先にみたように私的扶養が減退の一途を辿り、就労事情も老人に不利に働くというのであれば、尚更年金に依存する道しかないではないかという議論もある。われわれもその主張の当然さを認めながらも現実論としてはまず、年金に依存しうる可能性とその限界をみきわめる必要があると考える。

老後の生活を全面的に年金に依存するには、西欧諸国の例にみるように、1人当り国民所得の40%程度を支給する必要がある。しかし先きにみたように、国民経済の年金負担能力をみると、60歳を年金支給年齢とすることはほとんど不可能であり、年金支給額を充実するには少なくとも65歳まで引き上げざるを得ないし、それならばやり方によっては可能であると考えられる。この場合、すでにみたように昭和50年で国民所得の3.2%、60年の4.0%に相当する費用を要するが、60年はもちろんのこと、50年の3.2%も費用の面だけからみれば実現可能な範囲と考えてよい。

だが目標とする水準の年金給付を65歳以上の老齢者に保障することが費用の面からみて可能であったとして

も、年金制度に特有の受給資格期間という要件が、強い制約となっている。昭和60年になれば65歳以上の高齢者のほぼ80%は拠出制年金制度の傘の中に入るので、費用面における解決がそのまま問題の解決につながると考えてよいが、昭和50年ではその割合は多くても50%前後と考えられるので、かりに費用面での解決が可能であったにしても年金的保護が現実に及ばない高齢者層が広汎に生ずることは制度の仕組みからみて不可避である。その上現実の被用者年金制度においては、高齢年金の受給開始年齢を65歳よりもかなり低い55歳又は60歳と定めているから、これを漸次繰り下げるにしても昭和50年頃までに65歳とすることは事実上無理である。

したがって問題を50年頃までに限定して考えると、どんなに工夫しても65歳以上老人の半数程度には実のある年金的保護は及びえないこと、また、現実に保護されるその水準は、年金受給者を65歳以上に限定しきれない関係もあって目標とする水準から相当下回ったものとならざるをえないであろう。

このような考え方に立って年金制度について当面考えべき事項を列挙すると次のとおりである。

年金制度の思い切った充実を早急に進めることはすべての対策に優先する。この点からみて昭和44年実施を前提として目下検討の進められている厚生年金および国民年金の改定問題のもつ後代への影響はきわめて大きく、政府も国民も負担の増加を避けることだけを考えるようであってはならない。

高齢者が年金だけで生活できない現実、就労による低い収入に年金を加えることによって辛うじて生活している現実には当分の間これを肯定し、年金サイドからこれへの対応を考えるべきである。この点からみて、有償労働からのリタイアを高齢年金受給の要件とするこれまでの仕組みは厚生年金の例に倣い、他の制度においても廃止することを検討すべきである。

企業年金における有期年金は定年と公的年金が全面的に機能する65歳までの間を結ぶものとして今後とくに老人問題の解決上望ましい役割を果たすものと考えられるので、その重点をここへ向けよう労使とも努力することが望ましい。

(2) 老年開発の必要性和その方向

年金が老後の生活保障において主役らしい役割を果たしうる時期が昭和60年頃からということにならざるをえないとすれば、それまでの間における生活保障の支えが年金一本でありえないことはもちろん、年金を基本とするという考え方もまた現実をみざるものというべきであ

ろう。

一方、すでにみたように、働く意思と能力をもつ健康老人が著しく増加するということであってみれば、定年後も引きつづき就労し、また積極的に社会活動に参加することは、個人にとっても社会にとっても必要かつ有意義なことになる。これが老年開発のもつ意味であって、老年開発によって老後の経済的ならびに精神的安定が図られることになる。こうした老年開発を推進するに当たっては、老年期の各段階に応じたきめ細かい対策が必要である。

経済的保障は、老後の生活に安定をもたらす基本的要件である。まず中年期から引き続き働くことのできる期間をできる限り延長する措置を講ずる必要があり、これにはまず、定年の延長が考えられ、当面の目標を60歳程度におくことが妥当であろう。次に、定年後においても、私的扶養の衰退や社会保障の不備は引き続き老人に働くことを求めることとなるが、このためには定年後の就労対策を充実強化する必要がある。

また、精神的安定は、老後の生活に満足をもたらす基本的要件である。就労による収入や社会保障によって経済的安定がもたらされたとしても、精神的安定なくしては、老後の幸福は確保されない。とくに孤立感・無為感については、老年期の全期間を通じてそれを解消させるための対策が必要である。

1) 定年の延長

外国の定年年齢が退職年金の受給開始と関連を有するのに対し、わが国のそれは年金の受給とは関係がなく、このことが定年問題を深刻なものとしている。将来は少なくとも60歳くらいまで定年を延長することが望ましい。

現在わが国で行なわれている定年制の多くが定年年齢を55歳としているが、これを可能にしている一つの理由は賃金の安い若年労働力の豊富な供給であった。しかし、近年における急速な経済成長によって労働力需要は急激に増大し、若年労働力を中心とする労働力不足は深刻な状態となってきた。

この結果、多くの企業にとって、定年制を緩和することにより若年労働力に代る労働力確保をはかることは避けられない情勢にあり、また定年制を緩和してもそれによってうける企業側の不利益は従来にくらべ少なくなっている事情がある。すなわち、第一に、近年、若年労働者の賃金は大幅に上昇し、高年労働者との格差を縮小していること、第二に、現在の55~60歳くらいの人は働く意思と能力を十分もっており、さら

に企業との一体感や他からの信頼感が若年層よりもよいことなどである。

定年を60歳くらいまで延長することが望ましいとしても現行賃金体系の下では、直ちに、画一的に定年を延長することは事実上困難であるので、過渡的には賃金低下を伴う再雇用等の措置も必要であり、事実またそのような方策を講じている企業が最近増加している。

以上のような事情を勘案すれば、定年年齢を60歳程度にすることは望ましいことであり、同時に将来それが可能になるとみてよいであろう。

2) 就労開発

定年を60歳に引き上げてみてもさきにみた年金の充実の速度を考慮に入れると、60歳から少くとも65歳までの間も生活の資をうるために、就労が必要になる。しかしながら、老人は、本来的に適応が遅れる性質を有するものであるから、能力主義の支配する経済社会においては、就労による収入だけによって、この期間の生活を維持することは困難であろう。したがって、これらの老人の生活は、このような自らの就労による収入を中心にして、私的扶養、財産収入、年金などを適宜組み合わせることによって維持せざるをえず、これらの老人が容易に職につけるよう条件整備をはかることが、今後の重要な問題となろう。そしてこれを可能にするためには、例えば次のようなことを検討する必要がある。

第一に、どのような職業、技能が必要とされているかについての情報の収集伝達およびこれにもとづく就職あっせん、職業指導等を行なう機構を充実整備する。

第二に、職業あっせんを行なう場合、各種の職業のうち老人で十分間に合うものについては、老人を優先的に配置するようにする。

第三に、企業の側でも老人に適した作業環境を整備するとともに、生産工程の中に老人でできるような作業部分および作業態勢を積極的に導入するように指導するなどである。

また、65歳以上になっても、それにふさわしい職業をもつことを欲する老人が少からずいることは事実であり、事情が許すならば、それを助長することも考えるべきであろう。しかし、こうした老人に対する就労対策は、65歳以下のそれとはおのずから異った対策として、別途検討されなければならないであろう。

3) 孤独感からの解放

経済的安定が就業による収入や社会保障によって確保されたとしても、なお、精神的安定の問題が残るであろう。

老後の孤立感・無為感からの解放については、老年期の年齢区分によるニードの差異に対応して対策の重点も異なるが、概して、前半は、老年期にふさわしい職業活動や公的活動を続けることに、後半は、余暇の積極的な利用を図ることに主眼がおかれるべきであろう。

公的活動への参加

労働から引退した後に、さまざまな公的活動に参加し、社会に奉仕することは、社会的有用感を持続するもっともよい方法であり、これによって孤立感・無為感におちいることを防ぐことができる。

老人の特有な心理を勘案すれば、公的活動への参加の場合、名譽的役割りが附与されていることがその促進に役立つであろう。

余暇利用

一般に、わが国においては、働くことを尊び余暇を楽しむことを好ましいものとしないう風潮があった。昨今こうした意識は若年層を中心にして変わりつつあるが、現在の中老年層には、まだ、こうした傾向がつよく、生涯の仕事に打込んで引退した後は、余暇を利用し、豊かな余生を送ることに背を向け、巣ごもりの状態になることが多かった。

余暇時間の増大は、今後の全般的なすう勢であるが、老人についても例外ではない。とくに老年期の後半の全く労働から引退した後においては、余暇活動が生活の中心的課題となる。

家庭外の余暇集団に積極的に参加することは、老人の孤立感・無為感を解消させる一つの方法である。このことによって退職後に失われた社会的役割りを地域社会で再び見出すことができ、孤独と不安とを回避することができるであろう。

今後、老人の余暇活動を充実させていくためには、第一に、地域社会での連帯感に支えられた自主的な余暇集団に積極的に参加することである。また、地域社会や集団からも老人に対して積極的に参加を働きかけることである。

第二は、余暇自体を楽しむ生活信条を身につけ、主体的、創造的な行動をとることである。余暇産業の用意する画一的な娯楽に身をゆだねるのではなく、個性的な余暇利用を図ることである。このことは、中年期から準備しておくことが望ましい。

(3) 老年開発を可能にする諸条件

1) 近親者との接触の確保

老年期につよまる欲求の一つは、親しい家族との良好な接触が確保されることである。このことは精神的安定をもたらすだけでなく、老人の身近の世話が近親によってなされるという点においても利点がある。接触という点からみれば、同居がもっとも接近した形態である。しかし、親子中心から夫婦中心への意識の変化、扶養能力の低下、住宅難等は、別居を増加させる要因となっている。別居の場合でも、欧米諸国と比べて、わが国は、親子の接触の頻度が少いといわれている。

アメリカでは、別居の形をとりながら、親と既婚の子とが日常的に接触を保ついわゆる「修正拡大家族」の形をとることが多い。

わが国の同居は子に対する経済的な全面依存を伴うことが多いが、家族の中における老人の役割りと経済的自立とが確保され、相互援助の形で家族生活が営まれるならば、同居に伴う世代間の対立や葛藤は避けられるであろう。また、老人が夫婦でいる間は別居しつつ、距離をおいて親密さを保ち、配偶者死亡後は子夫婦と合流するという形も考えられる。

いずれにせよ、近親者との接触を確保するためには、単に同居、別居の形式だけが問題なのではなく、子との親密な心理的結びつきが必要なのである。

2) 住宅難からの解放

住宅難は、家族との同居や扶養を妨げ、老人を孤立化させる要因ともなっている。これに対する対策の中でももっとも遅れている分野の一つである。しかも、老人だけを隔離して、集団的に住ませる方式がとられている。近親との接触に対する配慮は、全くなされていないといつてよい。これは、老人にとっても、社会にとっても不幸なことである。老人の住宅の確保を図る場合には、老人だけの共同生活を中心とした老人ホームや集団住宅だけでなく、今後は居宅における老人家族の住宅保障に力を入れる必要がある。

近親との適度の接触は、老人の孤独感を解消させる基礎的条件であるが、老人と子供夫婦との住宅の理想的な距離が「スプーのさめない距離」とされているのも、距離をおいた親密さを保つことによって円満な親子関係を維持しようとする配慮であり、老人住宅対策も、このような見地にたつて、再検討されなければならないであろう。また、従来の老人ホームが住宅対策としての役割りを果たしていなかったことは事実である

が、だからといって老人ホームが住宅政策の手段とされないものではなく、その存在理由が減少するわけでもない。とくに身よりのない老人にとっては、老人ホームはかけがえのない生活の場である。このような観点にたつてその量的確保を図るとともに、居住水準、立地条件、サービスなどの面で思い切った改善を図って今後に備える必要がある。

要は老人の選択に応じた住宅が供給されることが望ましいのであるが、円満な家族関係をできる限り維持できるようにすることに老人住宅対策の重点が置かれる必要がある。

なお、住宅政策全般に関することであるが、持家主義か借家主義かという問題も、老後の生活安定という見地から十分検討すべき課題であろう。

3) 疾病に対する不安感からの解放

老年期に入ると、死への距離が近いだけに、健康に対する不安はきわめて強い。しかし、老年期を健康に送るためには、おそくとも中年期よりその心構えと準備が必要であることは他の問題と同様である。最近このような関心が高まりつつあるが、これに対応して、一般的な健康増進対策を進めるとともに、たちおけている住宅衛生をはじめとする生活環境の向上、労働環境の改善などを行うことが一般人はもとより老人の健康保全にはことに必要なことであろう。

老人のための医療、リハビリテーション対策は脳卒中やその後遺症を中心の課題として充実していかなくてはならないが、この際、施設等で働く看護婦、理学療法士等の専門職員の確保を図る必要がある。

また、家庭に居るこの種老人の保護対策を重視しなくてはならない。これは収容施設の不足からということではなく、住宅保護対策は施設収容対策とならんで大切なことであるからである。老人の病気は慢性、長期化するものが多く、医療費もかさむために、受診の機会を逸したり、家族への気がねから受診することをためらう傾向もみられる。老人に対する医療費の一部負担の減免は、老人医療対策にとって当面の解決すべき課題であろう。健康診査も受けやすいようにするための一段の配慮が必要である。

現在までのところではわが国の老人の精神障害は、欧米に比べて少いといわれているが、今後増加するとみてよいであろう。今から対策を講じておかないと、大きな問題となると思われる。

老人問題は公衆衛生対策の中でおくれている分野だが、早急に総合的な方策を実施する必要がある。また

医療対策の改善は、医療保険制度や公的扶助制度全体の体系の中で処理されるべき問題であるが、ここでも老人の位置づけをもっと高める必要があると思われる。

む す び

老人人口は、今後益々増加を続け、60歳以上人口比率21%をもって21世紀を迎えることとなる。

以上みたように老人をとりまく諸問題の深さと広がりには想像以上のものがあり、それは年1年とその深刻さを増している。まさに今こそ老人問題を真正面から取り上げ、それに対応する政策を確立すべき時といわなければならない。この場合、これまでみられたように、関係者達が自分達にとってこなし易い問題だけを部分的に取り上げる態度とか、抽象的に人口構造の変革を指摘するだけに終始する態度などからすみやかに脱皮することは何にもまして必要である。これからわが国の直面する老人問題の広さと深さを考えれば、この際の急務は先ず政府自身がこの問題を全体的かつ長期的に展望し、その対策を総合的かつ計画的に考える態勢を整備することである。しかし、同時に考えるべきことは、この問題の解決は、政府だけで行なえることでもないし、行なうことでもないということ、言葉の最も厳密な意味において政府、企業、家族、コミュニティ及び老人本人の完全な協力のどれが欠けても望ましい解決に達しがたいということである。

以上はわれわれ小委員会の委員が現在入手することのできる資料を利用しつつ各自の持っている知識を持ちより討議した結果得られた結論の概要である。何分短時間のことであるため掘り下げの足りないところもあるが、老人問題の全貌を正視して分析したつもりである。今後、当審議会において、さらにこの問題の調査審議を深めて、政策と結びつけていく努力がなされることが必要であり、この報告がその契機となることを希望する。

2.3. 中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会

老人ホーム・老人向住宅の整備拡充に関する意見 (43.4.22.)

中央社会福祉審議会は、さきに「老人福祉施策の推進に関する意見」を具申したところであるが、最近におけ

る情勢にかんがみ、さらに、次の諸点に改善すべき点が認められたので、早急にその対策を講じるよう、意見具申する。

- 1 老人ホームの整備拡充について〔略〕
- 2 軽費老人ホームの改善について〔略〕
- 3 老人向住宅の方向について

昭和39年度以来、第二種公営住宅として老人世帯向住宅が建設されてきたが、いまだその設置が促進されていないので、さらにいっそうその趣旨の徹底を図るとともに、今後においては、さらに第一種公営住宅にも老人世帯向住宅を建設することが必要である。

老人と子ども夫婦との同居・別居の状態をみると、老人の大半は子ども夫婦と同居しているが、住宅事情のために別居を余儀なくされている場合も少なくない。したがって、公営住宅及び公団住宅に老人のための居室を考慮した住宅を建設し、老人のいる世帯については、とくに住宅困窮度の高いものとして、住宅当選率を一般世帯よりも有利にすることが必要である。

次に、子ども夫婦と別居する老人については、子ども夫婦の近くに生活したいという希望が強いので、相互のプライバシーを尊重しつつ、しかも互いに生活を協力し合うという観点から、子ども夫婦と緊密な連絡のとれる住宅を優先して老人に充てることが望ましい。

また、以上のような視点から単身老人のうち経済的にも身体的にも自力で生活できるものについては、老人世帯向公営住宅に単身入居の便を図る等の措置が必要である。

さらに、老人向住宅の建設にあたっては、なるべく住宅の一階をこれにあてるほか、浴室、便所及び階段等については、老人の身体的、精神的ハンディキャップに応じた配慮が必要である。

以上のような住宅対策を推進すると同時に、最近激増しつつある高齢者世帯の中には、身体の不自由な者、病弱な者も少なくないので、ホーム・ヘルパー及び巡回相談員等の制度を拡充して、積極的にその居宅福祉を推進する必要がある。